

「立川市立第二小学校等複合施設整備事業」実施方針に関する質問及び回答(令和6年3月1日公表)

No.	頁	第●章	●	(●)	●	ア	(ア)	項目名	質問	回答
1									昨年度の質問意見書及び質疑回答書の内容で、本年度でも引き続き適用される項目と適用されない項目がある場合、それがわかるようなかたちで明示いただけないでしょうか。	入札不調に伴うスケジュールの見直し以前の公募資料やその内容は公表していません。
2	8	3	2	7				優先交渉権者の決定	1次選考は技術点のみの審査とございますが、評価項目及び配点基準等は公表されるのでしょうか。	プロポーザル公告時に、選定の流れや評価項目・配点等を記載した事業者選定基準を公表する予定です。
3	8	3	2	7				優先交渉権者の決定	2次選考は技術点及び価格点を含めた総合的な審査により選考とございますが、技術点と価格点の配分を公表願います。	No.2をご参照ください。
4	15	4	4					地域への貢献	民間事業者は～略～留意すること。～略～大いに期待している。として(1)(2)(3)の記載がございますが、この3点は必須事項でしょうか。また、提案書に記載の場合、評価の対象になるのでしょうか。	「地域への貢献」は、参加資格要件においても「配慮すること」としており、必須要件とはしていません。選定において評価の対象とすることを検討しており、具体内容は公告時に公表予定の事業者選定基準に記載します。
5	16	5	2	1				施設規模	延床面積は6,850㎡以内とする一方で、「本事業は民間企業のノウハウを活用し、効率的かつ効果的に質の高い公共サービスを提供することを目的としている」ともございます。6,850㎡以内という面積は必要諸室及び廊下等を配置すると、ほぼ届いてしまう面積です。床面積の上限値を上げていただければ、提案に幅がで魅力的な建物となると思われますので、再考願います。	本市では公共施設の老朽化や人口・財政の見通しを踏まえ、「前期施設整備計画」において全体的な視点から公共施設の保有面積総量の削減目標を示し、建替え等の方向性や施設ごとの整備内容を定めています。本事業は当該計画に位置づけられた取組みの1つであることから、個別に条件を変更する予定はありません。上限面積は極めて重要な条件であり、限られた条件の中でのノウハウの活用を期待しています。

6	16	5	2	2				機能・諸室	一時避難所に必要な設備等を設置する とございますが、具体的にはどのような設 備を想定されておりますでしょうか。	要求水準書(案)及びプロポーザル公告 時に公表予定の要求水準書をご確認く ださい。
7	21	8						実施方針 添付資料	No.5で議会承認が得られない場合のリス ク分担に民間事業者も●になっておりま すが、これは民間事業者が対応できない 事由かと思われます。	リスクを最小化するために市として丁寧な 事前説明等を行います。市及び事業 者のいずれにも帰責できない事由により 生じる費用等は、それぞれ自らで負担す ることを想定しています。
8	21	8						実施方針 添付資料	上記と同様にNo.10の法制度の変更も民 間事業者のリスクとなっておりますが、こ れも事業者の責務に関連しない事と思 われますが、法制度の変更とはどのよう な事を念頭に置かれているのでしょうか。	実施方針別紙リスク分担表No.10は、例 外的に、広く一般の事業者に対しても適 用される法令変更(例えば法人税に関す る法令等)を想定しています。本事業に 直接関わる法制度の新設・変更等につ いては同表No.9のとおり市がリスクを負 担します。
9	21	8						実施方針 添付資料	No.24の物価変動の項目では市が▲、民 間事業者は●となっておりますが、基本 的には民間事業者の負担とするが、ある ラインを越えたら市も費用負担をするとい う意味と受け止めてよろしいでしょうか。 その場合、どの程度の変動があった時に 物価スライドの交渉をしていただけるの でしょうか。	分担の設定の考え方についてはお見込 みのとおりです。具体的な変更の請求・ 協議等については、プロポーザル公告 時に施設整備請負契約書(案)に記載す る予定です。

「立川市立第二小学校等複合施設整備事業」要求水準書(案)に関する質問及び回答(令和6年3月1日公表)

No.	頁	第●章	●	(●)	●	ア	(ア)	項目名	質問	回答
1									昨年度の質問意見書及び質疑回答書の内容で、本年度でも引き続き適用される項目と適用されない項目がある場合、それがわかるようなかたちで明示いただけないでしょうか。	入札不調に伴うスケジュールの見直し以前の公募資料やその内容は公表していません。
2	4	1	3	3	2	イ		市が行う業務	既存校舎から仮設校舎への移転並びに仮設校舎、高松児童館及び曙学童保育所から本施設への移転は市が行う業務とされておりますが、備品等の移転だけでなく、それに伴う養生や廃棄等も市が行う業務と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	12	2	1	2	3	ア	(ウ)	第二小学校	施設利用者が利用するエレベーターと給食のコンテナを運搬するためのエレベーターは同一のものと考えてよろしいでしょうか。	新築校舎については、利用者用エレベーターの他に、配膳室内に給食コンテナ専用の小荷物専用エレベーターが必要です。なお、仮設校舎の利用者用エレベーターについては、利用者が段差なく移動することを優先し、配置の工夫により利用者の移動と給食コンテナ運搬の両方において合理的に活用出来る場合は、同一と考えたご提案としても構いません。
4	21	2	1	10	5			昇降機設備	配膳室内に小荷物専用昇降機を設置することとありますが、上記エレベーターを使ってコンテナを運搬するもの他に小荷物専用エレベーターを設置する必要があるということでしょうか。	No.3の通り、新築校舎には配膳室内に小荷物専用エレベーターが必要です。なお、仮設校舎には、エレベーターが合理的に共用できる場合については、配膳室内に小荷物専用エレベーターを必ずしも必要とは致しません。
5	23	2	1	12	7			門扉・囲障	美観や耐久性に配慮した門扉を設置とございますが、既存のものは撤去し、新設しなければならないという意味でしょうか。	お見込みのとおりです。

6	23	2	1	12	7			門扉・囲障	同様にフェンスについても周辺の景観や耐久性などに配慮したフェンス等を設置することとありますが、既存フェンスをすべて撤去の上、新設すると考えてよいでしょうか。 ただし、既存の防球ネットは既存利用と考えるとよいでしょうか。	フェンス及び防球ネットに関しては、全てを撤去し新設することを想定しています。
7	25	2	2	2				諸室共通条件	各室の出入り口の扉には施錠装置を設けることとございますが、普通教室、トイレ等を含め、すべての出入り口が対象ということでしょうか。施錠装置が不要な室をご指示願います。	施錠装置が不要な室は、要求水準書(案)P36にあるとおり、トイレは「ドア無し」としているため該当します。ただし、校庭用トイレは扉を想定しているため施錠装置は有とします。基本的に扉のある諸室は全て必要とします。
8	39	2	2	3	1	コ	(ケ)	校庭	「・手洗い場や足洗い場、散水設備等を適宜設置すること。」と記載があります。散水設備等とは校庭を散水するためのスプリンクラー設備と考えた場合、高価な固定埋設式全自動タイプのものから安価な移動式手動タイプまで様々な種類がございますが、どちらのタイプでお考えでしょうか。既存同等品とする場合は、既存図をご教示願います。 既存スプリンクラーの撤去工事も本工事範囲となる場合、既存図があると助かります。	仕様の想定は、固定式のベンチ(腰掛)式の散水設備です。 なお、撤去工事用として、既存スプリンクラー設備に関する資料について本質問回答時に公表します。
9	40	2	2	3	1	サ	(オ)	屋上	屋上を活用した教育活動に配慮したスペースを確保することとございますが、どのような利用方法を想定され、それにはどの程度の広さが必要なのでしょうか。	例えば方角に関する授業で、一クラス、35人程度の人数が集まる広さなどを想定しています。

10	63	5	1	1		ウ		受変電設備	仮設校舎の電力引き込みについて、「新規単独引き込みとし、仮設にてキュービクルを設置して受変電を行うこと。」との記載がありますが、コスト削減の案として既存キュービクルを利用できないか検討したいと思います。つきましては既存キュービクルの仕様を開示していただけないでしょうか。	本質問回答公表時に、既存キュービクルの仕様に関する資料を公表します。
11	67	5	1	1		ナ		外構	仮設校舎設置後も校庭の一部は、暫定的に使用するためでございますが、仮設校舎、施工エリアを確保すると、校庭の利用は非常に厳しいと考えております。校庭の一部を暫定的に使用するとは、何に何㎡程度必要なのかご提示願います。	仮設校舎供用期間も可能な限り校庭の暫定利用について検討する必要があります。制約が大きいことは承知していますが、体育の授業等で一クラス、40人程度の身体を動かせるスペースを想定しています。

「立川市立第二小学校等複合施設整備事業」要求水準書(案)添付資料(添付資料10を除く。)に関する質問及び回答(令和6年3月1日公表)

No.	資料番号	資料名称	質問	回答
1			昨年度の資料で、本年度でも適用される資料は改めて明示いただけないでしょうか。	入札不調に伴うスケジュールの見直し以前の公募資料やその内容は公表していません。
2	9	仮設校舎の概要	仮設許可申請にて許可をいただくことで、準耐火建築物で計画することは可能でしょうか。 (準耐火建築物の場合はその他建築物で計画できる、のようにワンランクダウンが可能でしょうか)。	要求水準書(案)添付資料9「仮設校舎の概要」(2.建築基準法の緩和に関する基本的な考え方)に明示しています。
3	9	仮設校舎の概要	バリアフリー法に関連して2000㎡以上で3F建ての場合、仮設許可申請にて許可をいただいたとしてもエレベーター必須でしょうか。	昇降機設備は、要求水準書(案)P67に記載のとおり、仮設建築物の場合でもバリアフリー仕様のエレベーター1基が必要です。